



産学・地域連携推進機構

知財部門ニュース

2007年6月1日

(第3号)【通番32号】

発行：鳥取大学
産学・地域連携推進機構
知的財産管理運用部門
(旧知的財産センター)
電話：0857-31-6000(内2765)

目次

6月の特許相談会	1
特許微生物寄託制度説明会他の実施報告	2
Q&A：「商標」	3～6
特許・文献統合データベース(JSTPatM)の利用開始	7～8

6月の特許相談会

※相談をご希望の方は予約をお願いします。

日時：6月18日(月)13:30より 相談者：滝本智之弁理士
場所：産学・地域連携推進機構 2階 会議室

日時：6月20日(水)13:30より 相談者：田中光雄弁理士
場所：医学部旧保健学科棟 2階 第3講義室

特許と技術契約のことは知的財産管理運用部門へ

相談には随時受け付けています。

希望される場合は事前に連絡をお願いします。

相談者：佐々木茂雄 知的財産管理運用部門長
山岸大輔 NEDOフェロー(コーディネーター)

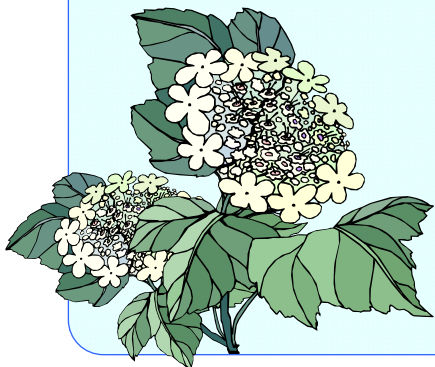
場所：産学・地域連携推進機構 2階

電話：0857-31-6000(内2765)

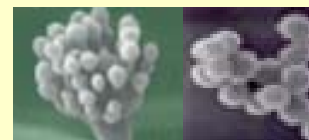
FAX：0857-31-5474

メールアドレス：

知財部門メールリングリスト/chiteki@zim.tottori-u.ac.jp



特許微生物寄託制度説明会実施報告



特許微生物寄託制度の説明会が平成19年5月29日にVBLセミナー室で開催されました。

講師：独立行政法人 製品評価技術基盤機構（Nite）
特許微生物寄託センター（NPMD）
小松泰彦氏（NPMD顧問・農学博士）
吉田和子氏（NPMD専門官）

内容：微生物（細菌、放線菌、古細菌、酵母、糸状菌）、バクテリオファージ、
プラスミド、動物細胞、受精卵等、生物特許に必須である寄託制度

参加者：微生物を研究している教職員等25名



客員教授（定例特許相談会弁理士）による特別講義の報告

知的財産管理運用部門が毎月開催している定例特許相談会の弁理士である滝本智之客員教授と田中光雄客員教授の特別講義^(注)がありました。

(注) これは、産学・地域連携推進機構地域貢献部門 [電話 0857-31-6707] が5月から開催している特別講義
※聴講無料で、6月も毎週開講されます)

◆ 産業科学特別講義Ⅱ開講

テーマ：「知財保護制度（特に特許制度）の概念と実践面の留意点」

日時：5月8日(火) 14:00～16:10

場所：工学部 2階 第21講義室

講師：滝本智之（滝本特許事務所代表、弁理士）

テーマ：「ある特許の一生」

日時：5月29日(火) 14:00～16:10

場所：工学部 2階 第21講義室

講師：田中光雄（青山特許事務所代表、弁理士）



Q & A : 「 商 標 」

Q. 商標は大学でも出願・登録しているのでしょうか？

A. 鳥取大学では研究開発による特許以外に、商標も出願しています。商標とは商品やサービスにつけるマークのことで、一般に商品についている商品名やロゴマーク、ブランド名など、商品に対する信用を保護するものです。



「人間力はどうだ！」 登録第 5031585 号

学内やホームページで、このマークを見たことがある方も多いと思います。これは鳥取大学が出願し、登録査定を受けた商標第 1 号です。この商標は主に T シャツのプリント等に用いられます。

ちなみに鳥取大学の校章は商標登録を行っていません。他大学では、大学のブランドイメージを保護するために登録を行っているところもあるようです。

商標の種類

文字商標	図形商標	記号商標	結合商標	立体商標
				
				

Q. 「人間力はどうだ！」の商標はどのように利用されるのでしょうか？

A. 商標は、機能・用途・原材料などの観点から『分類商品・役務区分表』として、商品や役務を 45 類に分類しており、大学の「人間力はどうだ！」は、分類を『第 25 類 被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴』に指定して登録されています。したがって、T シャツ以外では、上記の商品への利用が保護されることになります。

Q. では、「人間力はどうか!」という名前を大学以外の者が使用することはできないのでしょうか?

A. そうではありません。前記したように、商品・役務区分表では、機能・用途・原材料などの観点から45類に分類が決められています。同一の分類内では重複して登録できないことになっているので、商品の分野が異なるそれ以外の分類においては、使用することができる可能性があります。したがって、同一又は類似の商品・役務が、使用したい区分で既に登録されていないかどうかを確認する必要があります。特許庁の特許電子図書館（IPDL）で、商標に関する情報を検索することができます。



Q. 商標を出願・登録するにはどうすればいいのでしょうか?

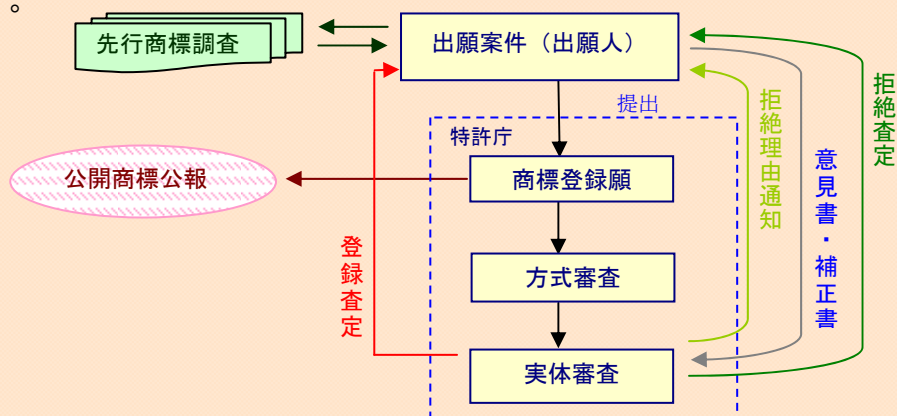
A. まず、事前に先行商標の調査を行います。事前調査を行う意味は、出願しようとする商標と同一又は類似する商標が、同一又は類似の商品・役務について既に他人に出願され、又は登録になっている場合は、登録にならないこともあるからです。

事前調査で問題がなければ、出願するための書類「商標登録願」を作成して、特許庁に提出します。出願した内容は特許庁の公開商標公報で公開されます。

特許庁ではまず、所定の書式通りであるかどうか方式審査が行われます。次に特許庁の審査官が、出願された商標が登録されるべき要件を満たしているか否かの実体審査を行います。そこでは商標審査基準に基づいて審査し、以下のような登録の要件を満たさないものは拒絶されます。

- ① 自己の商品・役務と他人の商品役務とを識別することができないもの
- ② 公益上の理由や私益保護の見地から商標登録を受けることができないもの

審査の結果、審査官が拒絶理由を発見しなかった場合、その商標は登録査定を受けることができます。



Q. 商標が登録されるための主な必要条件とはどのようなものでしょうか？

A. 自他商品等識別能力を有すること（3条1項）であり、以下の条件を満たす必要があります。

条 件	事 例
普通名称を普通に表示する標章のみでないこと。	アルミニウム→アルミ 箸→おてもと
慣用商標でないこと。同業者に普通に使われるようになった結果、自他商品等の識別力を失ったもの	エレベーター、 観光ホテル、等
その商品・役務の品質、効能、用途、産地や生産等の提供場所のみからなる商標でないこと。	渋谷、1級、等
ありふれた氏または名称でないこと。	佐々木歯科
極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標でないこと。	ひらがな1字、▲、等

また、4条1項各号に該当しないことが必要です。（下表に一部記載）

4条1項1,2,4,6号	国旗、菊花紋章、国際機関等の標章、NHK等の著名なものなど
4条1項7号	公序良俗違反
4条1項10号	他人の周知商標と同一または類似の商標
4条1項11号	他人の先願登録商標と同一または類似の商標
4条1項12号	他人の登録防護標章と同一の商標
4条1項15号	他人の業務に係る商品等の混同を生ずるおそれのある商標
4条1項16号	商品等の品質の誤認を生じるおそれのある商標
4条1項19号	他人の業務に係る著名な商標と同一または類似の商標であつて、不正の目的で使用するもの

Q. 商標審査基準とはどのようなものでしょうか？

A. 特許庁では審査主義を採用しており、商標審査基準に基づいて、審査官が正確な審査を行います。商標審査基準とは、特許庁の内部基準として作成されたものであり、旧商標法のころから「商標審査取極」という名前で「商標法を円滑に運用し、審査の適正と迅速化を期する」ことを目的として定められたものが始まりであり、昭和35年に「商標審査基準」と名前を変えました。その後、時代に合わせて商標法の改正が現在までに幾度と行われ、現在の経済的、社会的客観状況に伴って審査基準も改正されてきました。

審査基準は特許庁としての商標法の解釈等を示したものであり、昭和46年以来公表されています。したがって、出願する側はそれをあらかじめ知ることができ、適正な出願・手続きが行うことが期待されます。それらは特許庁のホームページで確認・ダウンロードすることができます。

【参考】特許庁 HP・・・<http://www.jpo.go.jp>

Q. 商標制度は法律の改正などに大きく影響されるのですね？

A. 商標法改正の例を挙げると、これまでにサービスマーク登録制度の導入（平成3年）や、商標法条約への対応・早期権利付与・著名商標の保護及びその他経済活動の支援策等のため（平成8年）、マドリッド協定議定書の実施（平成11年）などがあり、それに伴って商標法の一部が改正されてきました。そして、近年の法律の改正によっても、特許庁で検討が行われたうえで、

商標審査基準が改正され、平成19年4月1日※に施行されています。

ちなみにこのたびの商標審査基準改正では、先月(5月)の知財部門ニュースでも説明した「地域団体商標」に関する審査基準・法施行後の運用実態を踏まえた商標法の用件の明確化や、法改正により新しく導入された小売業等の使用する「小売等役務商標」に関する審査基準などがポイントとなっています。

※平成18(2006)年度商標法改正の要点

一 小売業等の商標の保護の拡充一

■ 現行制度の問題点

- ・ 小売業者等の使用する商標は(個別の商品と関連して使用される限りにおいて)商品に係る商標(商品商標)として保護がなされている
- ・ 一方、小売業者等は、商品の販売を促進するために、需要者による商品の選択が容易になるようなサービス活動を行っているが、このようなサービスは商品販売の付随的な役務であり、かつ対価の支払いが商品価格に転嫁して間接的に支払われ、直接的な対価支払いされていない以上、商法上の役務(サービス)には該当しないとされる

■ 改正の内容

- ・ 上記の役務は、小売及び卸売の業務において顧客に対する便益の提供として役務とみなし、役務商標として登録できるようにする

■ 施行時期

- ・ 改正法の公布の日から1年を越えない範囲内で、政令で定める日から施行する
- ・ 施行日以降の出願から改正法が適用される

一 団体商標の主体の拡大一

○ 団体商標について、広く社団(法人格を有しないもの及び会社を除く)も主体となることを可能にする

【商標法第7条】

- [改定前] ① 民法第34条の規定により設立された社団法人
② 事業共同組合その他特別の法律により設立された組合

改正

- [改定後] ① 社団※(法人格を有しないもの及び会社を除く)
② 事業共同組合その他特別の法律により設立された組合

※人の集合体であって、団体としての組織を有し、その団体自身が社会上単一帯としての存在を有するものをいう。(「法令用語辞典」学陽書房)
(例) 商工会議所、商工会、NPO 法人等



特許・文献統合データベース (JSTPatM) の利用開始について

知的財産管理運用部門では鳥取大学附属図書館と協力し、特許・文献統合データベース (JSTPatM) を平成19年度から利用できるようにしました。附属図書館のHPから一般の書籍・論文を探すのと同じ方法で検索画面に入れますので、是非ご利用下さい。

特許・文献統合データベース (JSTPatM ジェイエスティパットマルチ) とは？

- 「知的財産戦略について (CSTP 2006.5)」「知的財産推進計画 2006 (知的財産戦略本部 2006.6)」等に基づき、内閣官房知的財産戦略推進事務局、特許庁、文部科学省及び独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) と JST 情報事業本部の連携で実施する、国内特許情報と JST が提供する科学技術文献情報とを統合した「特許・文献統合データベース」です。
- この「特許・文献統合データベース」は JST の文献情報データベースサービス (有償) である JDreamII のインフラを用い、大学等 (大学・大学共同利用機関・高等専門学校) 向けに「特許・文献情報統合検索システム」として無償提供するものです。

* JSTPatM は JST ファイルと特許 (Patent) 情報との統合 (Multi) 検索を意味しています。

JSTPatM データベース概要

収録対象と収録件数

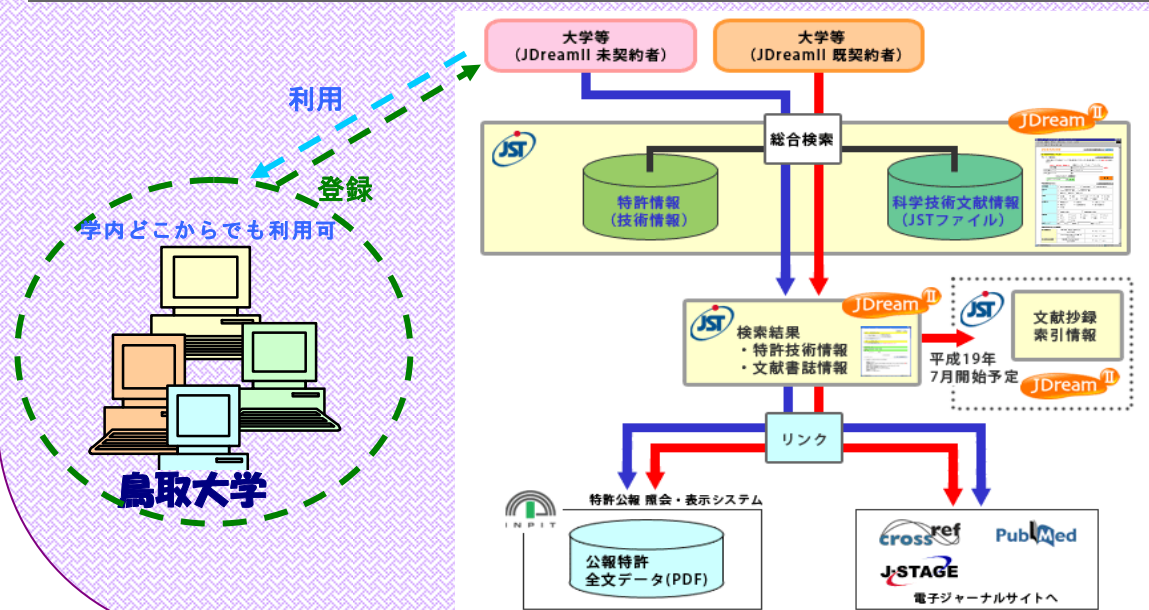
一 科学技術文献情報

- 一 JSTPlus 科学技術総合文献ファイル (書誌情報のみ)
- 一 JMEDPlus 国内発行の医学薬学文献ファイル (書誌情報のみ)
- 一 約 2,171 万件 (2007 年 4 月 23 日現在)

一 特許情報

- 一 1993 年以降の国内発行の公開特許公報 (技術情報のみ。権利情報を含まない)
- 一 書誌、要約、請求項 1 までを収録
- 一 約 502 万件 (2007 年 4 月 23 日現在)

JSTPatM ご利用イメージ図



ご利用の手順を説明します。

- ①鳥取大学附属図書館のホームページを開きます。
「論文などを探す(学内)」をクリックして、メニューの中から「JSTPatM JDreamII」をクリックします。

- ②「JSTPatM JDreamII」にログインします。

- ③「JDreamII」データベース選択画面では無料ファイルのJSTPatM(試行)にチェックを入れて下さい。シンプルモードをクリックします。

- ④検索条件指定画面でキーワード等を入力します。